

地域包括支援センターの移転について

1 移転する地域包括支援センター

- (1) 神崎市北部地域包括支援センター
- (2) 佐賀市久保田地域包括支援センター
- (3) 神崎市地域包括支援センター

2 移転の理由

- (1) 神崎市北部地域包括支援センター
 神崎市役所脊振庁舎の建て替えのため、工事期間中は事務所を神崎市脊振公館内に設置していたものを新庁舎の共用開始に伴い移転するもの。
- (2) 佐賀市久保田地域包括支援センター
 佐賀市役所久保田支所の建て替えに伴い事務所を移転するもの。
- (3) 神崎市地域包括支援センター
 神崎市役所本庁舎の建て替えに伴い事務所を移転するもの。

3 移転先及び移転時期

- (1) 神崎市北部地域包括支援センター（令和 2 年 5 月 2 5 日）

旧住所	新住所
神崎市脊振町広滝 555 番地 1	神崎市脊振町広滝 555 番地 1

※住所は変更なし

- (2) 佐賀市久保田地域包括支援センター（令和 2 年 6 月 1 日）

旧住所	新住所
佐賀市久保田町大字新田 1109 番地 1	佐賀市久保田町大字新田 3331 番地 3

- (3) 神崎市地域包括支援センター（令和 2 年 9 月 2 3 日）

旧住所	新住所
神崎市神埼町神埼 410 番地	神崎市神埼町鶴 3542 番地 1